

学校法人堀井学園 一般事業主行動計画
(次世代法・女性活躍推進法一体型)

教職員が仕事と生活を両立させることができ、また、女性が能力を発揮しやすい環境を作ることによって、男女を問わず、すべての教職員一人一人がその個性と能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日

2. 内容

目標 1 :

出産・育児および介護に関する諸制度に関して、その内容、手続き方法についての周知や情報提供を行い、制度の利用促進を図る。

<対 策>

- ・ 関連諸制度について、その利用状況、手続き上の使い勝手等の調査を行い、必要な場合は改善を行う。
- ・ 学園規程および取扱要項に加え、関連官庁からの情報等制度の理解を深める資料の整備等、情報提供の充実を図る。
- ・ 育児休業期間中の代替人材の確保を推進し、取得しやすい環境の整備を進める。

目標 2 :

管理職(大学・高中:部長級以上、事務局:課長級以上)に占める女性比率を30%とする。

<対 策>

- ・ 学内外の研修参加や他校との交流等を検討し、管理職としてふさわしい女性教職員を育成していく。
- ・ 女性が働きやすい環境を整えたうえで、女性管理職の積極的な登用を行う。

○ 労働者に占める女性労働者の割合(令和3年3月1日時点)

(人・%)

	全体数	男性	女性	女性比率
令和2年度	290	131	159	54.8%